

第9次総量削減計画（案）

この総量削減計画は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、「水質汚濁防止法施行令」（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ロに掲げる区域について、令和4年1月24日付け「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（伊勢湾）」に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

※「伊勢湾」には三河湾を含む。以下同じ。

1 削減の目標

令和6年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 令和元年度における量（トン／日）
生活排水	38	39
産業排水	23	24
その他	9	10
合 計	70	73

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 令和元年度における量（トン／日）
生活排水	26	26
産業排水	11	11
その他	18	19
合 計	55	56

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	（参考） 令和元年度における量（トン／日）
生活排水	2.0	2.0
産業排水	1.1	1.1
その他	1.3	1.4
合 計	4.4	4.5

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

伊勢湾の汚濁負荷量の削減を図るために、工場・事業場排水はもとより、汚濁負荷割合の大きい生活排水を適正かつ効率的に処理することが必要である。

このため、市町村等と協力しながら、「全県域汚水適正処理構想」に基づき、下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に実施するとともに、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を進めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 下水道の整備等

下水道については、「流域別下水道整備総合計画」に基づき、その整備を推進するとともに、水洗化の促進等を図る。

また、下水道終末処理場については、高度処理の実施や適正な維持管理の徹底等により、排出水の水質の安定及び向上に努めるとともに、合流式下水道の改善による雨天時汚濁負荷の削減を図る。

加えて、再生水の利用の推進を図る。

なお、本計画の目標年度における、下水道処理人口の見込みは表4のとおりである。

表4 下水道処理人口の見込み

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
6	7,484	5,690 【3,215】

※ 処理人口は下水道の接続人口を、【】書きは窒素含有量又はりん含有量の高度処理人口を示す（内数）。

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(ア) 凈化槽対策

浄化槽については、既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る。

「浄化槽設置整備事業」の活用等により、表5に掲げる合併処理浄化槽の補助対象基数を目標に、その整備を促進する。

表5 浄化槽設置整備計画

年度	補助対象基数（令和2～6年度累計）
6	4,000

また、保守点検や清掃の実施、法定検査の受検の徹底等により浄化槽からの排出水の水質の安定及び向上に努める。

さらに、優良浄化槽保守点検業者の認定等により浄化槽保守点検業者の資質向上を図り、浄化槽の適正な維持管理を促進する。

(イ) 農業集落排水処理施設等対策

農業集落排水処理施設の更新整備（機能強化対策）を計画的に実施し、処理機能の強化、維持を図るとともに、排出水の水質の安定及び向上に努める。

コミュニティ・プラント及び漁業集落排水施設については、維持管理の徹底を図り、排出水の水質の安定及び向上に努める。

(ウ) し尿処理施設対策

し尿処理施設については、施設の高度処理化及び維持管理の徹底により、排出水の水質の安定及び向上に努める。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排出水の水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために講じられた措置等を考慮して適切な総量規制基準を定め、その遵守を立入検査等を行うことにより徹底し、汚濁負荷量の削減を図る。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比較してより高度な排水処理技術の導入が可能であることから、特別の総量規制基準を定めることにより、汚濁負荷量の削減を図る。

総量規制基準の設定に当たっては、その基礎となるC_c等の値等は、「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により定めることとし、特定の業種については、この区分を更に生産工程の別、排水量の規模の別等により細分し、業種の実態、中小企業の実情等を考慮して適切に設定する。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における汚濁の発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、発生源が多岐にわたることから、排出特性の把握に努め、汚濁負荷の実態に応じた削減努力を促し、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 生活排水対策

生活排水対策については、「水質汚濁防止法」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）の規定により策定した「生活排水対策に関する基本方針」に基づき、市町村と協力し、全県的な県民運動の展開等の広域的な施策を実施するとともに、市町村が推進する対策の総合調整等を行う。

また、生活排水対策の実施が特に必要と認められる地域として指定した生活排水対策重点地域においては、市町村が主体となって実施する計画的かつ総合的な生活排水対策を推進する。

イ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策

総量規制基準の適用されない工場・事業場のうち、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減を目的とした「小規模事業場等排水対策指導要領」（昭和56（1981）年2月）の対象となる工場・事業場については、「小規模事業場等に係る汚濁負荷削減技術マニュアル」（平成15（2003）年7月）等により、適切な排水処理施設の設置や維持管理の徹底等による汚濁負荷量削減の指導等を行う。

他の事業場等については、排出水の特性等について、その実態把握に努め、適正な排水処理その他汚濁負荷量の削減のために必要な措置を講じるよう指導等を行う。

ウ 農地からの負荷削減対策

「食と緑の基本計画2025」（令和2（2020）年12月）に基づく取組、「愛知県環境と安全に配慮した実施方針」（平成29（2017）年3月）に基づく施肥技術の開発、改善及び普及、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（平成11年法律第110号）の活用等を通じて、肥料及び有機質資材の適正施用を図ること等により、農地に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

エ 畜産排水対策

畜産排水については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）、「愛知県家畜排せつ物利用促進計画」（令和3（2021）年5月）、「食と緑の基本計画2025」、「畜産経営に起因する環境汚染防止対策指導要領（昭和46（1971）年2月）」等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進するとともに、堆肥の高品質化やその広域流通及びエネルギー利用を推進し、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷量の削減を図る。

オ 養魚排水対策

養魚場からの負荷削減を図るため、給餌量の節減、汚濁負荷量の少ない飼餌料の使

用等の促進を図るとともに、飼育水の浄化及び再利用等の地域の実情に応じた適切な措置を講ずる。

(4) 環境教育、啓発等

本計画の実効を期するためには、県民、事業者、NPO等が水質保全に関する認識を深め、水質汚濁防止のための環境保全活動に自主的に取り組むなど自ら進んで環境問題に取り組むことが求められることから、「愛知県環境学習等行動計画2030（平成30（2018）年3月）」に基づき、体験学習の充実を図るなど継続的・発展的な環境学習を推進する。

県民に対しては、インターネット等の広報手段により周知を行い、また、環境月間の事業や生活排水クリーンキャンペーン、水生生物調査等の中で公共用水域の水質保全及び水辺への親水性についての意識を高めるとともに、食物残さの流出防止等の浄化対策の実践や河川等へのごみの投棄の防止等についての啓発活動を行う。

児童、生徒等に対しては、学校教育の中で水質保全に対する正しい知識や水質保全意識の普及及び啓発に努める。

事業者に対しては、各種団体を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量の削減のための自主的な環境保全活動の努力と協力を要請していく。

NPOに対しては、地域における環境保全活動及び環境学習の実施の取組を支援する。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

(1) 直接浄化対策

ア 底質改善・流況改善対策

栄養塩類の偏在や底質からの窒素及びりんの溶出、貧酸素水塊の発生を抑制するため、周辺海域への水環境の改善効果を把握・影響評価しつつ、湾奥部における流況改善対策、三河湾における覆砂及び堀川等における底質汚泥のしゅんせつ及び覆砂等を推進する。

イ 河川等の水質浄化対策

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減に資するため、流入する河川等において、植生浄化の管理や多自然川づくりを推進する。

ウ 干潟等の保全・造成

水質浄化や生物多様性の維持等の機能を有する藻場・干潟等の分布情報を収集・整理しつつ、生態系に配慮の上、残された藻場・干潟等を保全する。

また、「食と緑の基本計画2025」に基づき干潟・浅場の造成を推進する。

エ くぼ 窪地の埋戻し

貧酸素水塊が発生する原因の一つとなっている三河湾等の深掘跡について、周辺海域の水環境の現状や改善効果を把握・影響評価しつつ埋戻しを行う。

(2) 水質改善に資する漁業活動の推進

環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立と水質改善のため、海域中の自然にある栄養塩を利用して行うノリ等の藻類養殖を推進する。また、海域中の懸濁物質及びプランクトンの効率的な除去に寄与するアサリの資源増大に資する取組を推進する。

沿岸水域における赤潮監視、藻場・干潟等の保全活動による漁場環境の改善を推進する。

なお、伊勢湾の一部海域において、ノリ養殖の生産量やアサリの漁獲量が減少しており、その要因の一つに冬期の栄養塩類の不足が指摘されていることを踏まえ、愛知県の矢作川浄化センター及び豊川浄化センターにおいて、期間を限定して、栄養塩類管理運転（りん・窒素の排出濃度を環境省告示で示された上限値まで例外的に適用した排水基準内での排出量増加運転）を試行することにより、「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」を行う。

(3) 里海再生の推進

人の手を適切に加えることにより生物多様性及び生物生産性が高まった里海を目指し、里海の概念や重要性について啓発等を図るとともに、「きれいな海」、「豊かな海」、「親しめる海」という視点から里海再生を推進する。

(4) 森林整備の推進

森林の有する水源かん養機能の維持及び向上は水質改善に資することから、「食と緑の基本計画2025」に基づき、植林、間伐等を実施し、適切な森林整備を推進する。

(5) 環境に配慮した護岸等の整備

港湾等における新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新に当たっては、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める。

(6) 多様な主体との連携・協働の推進

伊勢湾の水質改善には、行政機関、NPO、漁業者、民間企業等の多様な主体との連携・協働が必要であるため、三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ、水循環再生地域協議会等における連携・協働の取組を推進する。

(7) その他の対策

伊勢湾の水質改善には、水質浄化などの機能を持つ健全な水循環の確保が必要であるため、「あいち水循環再生基本構想」（平成18（2006）年3月）に基づく取組の推進を図る。

(8) 監視体制の整備

伊勢湾の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の状況を的確に把握するため、公共用水域及び汚濁発生源について、引き続き効果的な監視体制の整備を図る。

(9) 調査研究体制の整備

伊勢湾浄化の施策を推進するために、環境調査センター、あいち産業科学技術総合センター、農業総合試験場、水産試験場等の県が設置する調査研究機関を中心に調査研究体制を整備し、大学及び民間の研究機関とも連携を図りつつ、調査研究や技術開発を積極的に推進するとともに、工場・事業場に対しては、排水処理等の技術指導を進めしていく。

(10) 中小企業者等への助成措置

中小企業者等に対しては、現在、県が行っている「愛知県経済環境適応資金制度」、「農業近代化資金制度」等の融資制度や「農畜産業振興事業費補助金」等により支援する。